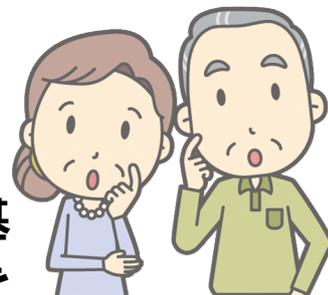


保険料の特例的な軽減を見直します

保険料均等割軽減の対象の方の 月額保険料について



- ◆ 保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減（本則）に特例的に上乗せして軽減を行ってきました。
- ◆ 下表のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っており、令和3年度が見直しの最終年度となります。
- ◆ 令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方について、本則どおり7割軽減となります。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者 全員の保険料軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の後期高齢者医療の 被保険者全員の各種所得が0円		9割	8割	7割	

※ 保険料を年金からの引き落としで納めている方については、年度の前半（4・6・8月）は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半（10・12・2月）で年間の保険料を調整します。軽減割合の見直しにより、月の平均保険料額は上がりますが、10月からの引き落とし額は下がる場合があります。

(注) 口座振替により納付される方については、お住まいの市区町村ごとに納付の回数等が異なります。



見直しに関するお問合せはこちらまで

各都道府県の後期高齢者医療広域連合またはお住まいの市区町村の担当窓口まで

沖縄県後期高齢者医療広域連合管理課（直通：098-963-8012）